

○第 1 号研修及び第 2 号研修の实地研修の講師になることができる者

- ・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知)による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・「平成 24 年度喀痰吸引等指導者講習(第一号、第二号研修指導者分)の開催について」(平成 24 年 5 月 18 日 社援基発 0518 第 1 号社会・援護局福祉基盤課長通知)による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びに上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・平成 24～27 年度の福岡県喀痰吸引等研修(伝達講習又は講師養成課程)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

○第 3 号研修の实地研修の講師になることができる者

- ・「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」(平成 23 年 9 月 14 日障発 0914 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
- ・平成 24～27 年度の福岡県喀痰吸引等研修(指導者養成研修、講師養成課程)を修了した医師、保健師、助産師及び看護師